

那覇市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める  
条例制定について

那覇市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準その他乳児等通園支援事業に関し必要な事項を定めるため、この案を提出する。

## 那覇市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準その他乳児等通園支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び内閣府令(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。次条において「基準府令」という。))その他の法第34条の16第2項の規定に基づく内閣府令(乳児等通園支援事業に係るものに限る。)をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、内閣府令に定める基準の例による。この場合において、基準府令第10条第2項中「確保しなければ」とあるのは「確保するよう努めなければ」と、基準府令第19条第2項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは「、指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

(暴力団の排除)

第4条 乳児等通園支援事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。